

【矢巾町】
端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	2,082	2,049	2,010	1,949	1,900
② 予備機を含む 整備上限台数	2,394	2,356	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0	2,049	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	2,049	0	0	0
⑤ 累積更新率	0	100	100	100	100
⑥ 予備機整備台数	0	307	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	307	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0	14.9	0	0	0

確認事項

※①～⑧は未到来年度等にあたっては推定値を記入

(端末の整備・更新計画の考え方)

G I G A第1期で令和2年度に整備した端末について、令和7年度末に使用開始から5年が経過するため、令和7年度に2,356台(予備機307台を含む)を整備する。

児童生徒の増加があった場合は、当面は予備機による対応とし、運用に影響がある増加分については予算化ののち購入または賃貸借する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○基本的な方針

基本的なデータ消去を行った上で、遠隔授業の配信用端末としての活用や、矢巾町教育委員会所管の施設において活用する。それ以外の端末については、業者委託にて端末データ削除を証明する書類の提出を求め、リユースまたは再資源化を行う。

○対象台数：2,420台

○処分方法

- ・保守業者がデータ消去の上、学校・公共施設で再利用：500台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者にてデータ消去・再使用・再資源化を委託：1,920台

○スケジュール(予定)

令和8年4月 新規リース端末の使用開始 使用済端末保管

再利用端末のデータ消去作業、再利用開始
令和8年8月 処分事業者選定 → 使用済端末の事業者への引き渡し